

決議案第1号

大田敏司議員に対しハラスメント行為を猛省し二度と繰り返さない事を求める決議

令和6年2月15日提出

提出者

光市議会議員 森戸 芳史

賛成者

光市議会議員 中本 和行

光市議会議員 田中 陽三

光市議会議員 田邊 学

光市議会議員 仲小路悦男

大田敏司議員に対しハラスメント行為を猛省し二度と繰り返さない事を求める決議

光市議会では、市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、平成18年6月、「光市議会議員政治倫理条例」を制定し、政治倫理の確立に努めてきた。

また、令和5年10月20日には、「光市議会議員政治倫理条例」の一部改正を行うとともに、「光市議会ハラスメント防止要綱」を策定し、ハラスメントの根絶に不断の取組みを行うこととした。

この条例と要綱は12月1日に施行されたところですが、施行後、一カ月を待たない間に、大田議員による複数のハラスメント事案が発生した。

概要は、12月14日の福祉建設経済委員会審議の中で大声による所管課長への詰問、休憩中に同僚議員の肩を掴んだ上での詰め寄りと暴言。また、12月15日の総務教育環境委員会の休憩中、所管委員長に対する大声での詰め寄り、さらには、この件に関して、事務局職員に対して大声で詰め寄り、止めに入った職員の手を「どけ」と言ってはたいて振り払う。その後も、執拗に詰め寄り続け、腕を掴んだり、顔面に向けて拳を振り上げるなどの行為を行ったものである。

これらの一連の行為に関しては、「光市議会ハラスメント防止要綱」に基づき、議長による事実関係の調査と確認をするとともに、12月19日に、会派代表者会議を開催し、代表者との協議を踏まえ、議長より、大田議員に対して、同様の行為を二度と起こさないよう厳に求めるとともに、厳重注意をしたところである。

しかしながら、大田議員は、1月19日、事務局職員に対して、前述

のハラスメントの件に関して、威圧的かつ強い口調で、長時間にわたって、しつこく詰め寄るとともに、議長に電話をかけて「あなたたちを名誉棄損で訴える。」「ダメージを与える。」「今からそっちへ行く。」など強い口調で迫ったところである。

この行為に関して、1月23日に代表者会議を開催し、大田議員にも事実確認をしたところ、その行為を認めたため、改めて、議長より、同様の行為を二度と起こさない旨の厳重注意を行うとともに、今回は、注意では済まないことを申し伝えたところである。

これまでも、大田議員は、議場や議員控室、市議会事務局執務室等において暴言を繰り返し、更に、委員会審査において執行部が自分の納得がいかない答弁を行った場合には、同じ質疑を何度も執拗に繰り返すなど、委員会の円滑な進行に非協力的と思われる場面が多々見られる。

我々、光市議会としても、その都度、制止したり、苦言も呈してきたものの、一向に収まるばかりか、その言動は、益々、エスカレートし、その矛先も、議員のみならず、弱い立場の職員に向けられている。

大田議員のこうした一連の言動は、光市議会の品位と信頼を著しく失墜させるものであるとともに、議会を軽視し、議員としての自覚やモラルが著しく欠落しているものと言わざるを得ず、その責任は重大であり断じて許されるものではない。

よって、大田議員においては、猛省し、二度とこうした行為をしないよう、強く求める。

以上、決議する。

令和6年2月20日

光 市 議 会